

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者	住所
安藤建設工業株式会社	宮城県富谷市志戸田北田子沢１０７番地

2 指名停止措置期間

令和８年８月１３日から令和８年１１月１２日まで

3 指名停止措置の範囲

官庁営繕部の発注する工事

4 事実概要

安藤建設工業株式会社の元代表取締役は、代表取締役在任中に、安藤建設工業株式会社が所有する不動産の利活用を巡り、富谷市職員に対し便宜を図ってもらう目的で接待を行ったとして、令和８年６月１０日、宮城県警に贈賄の容疑で逮捕された。

5 指名停止措置理由

上記４は、「官庁営繕部所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和５９年４月１日付建設省営管第１２４号）別表第２第４号イ（贈賄）に該当すると認められる。

<官庁営繕部所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領>

別表第２第４号

措置要件	期間
(贈賄) ４ 次のイ又はロに掲げる者が指定区域外の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 代表役員等 ロ 一般役員等 ※指定区域：東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県・茨城県・栃木県・群馬県をいう。	逮捕又は公訴を知った日から ３ヵ月以上９ヵ月以内 １ヵ月以上３ヵ月以内